

環境影響評価の項目

環境影響評価の項目は、次の項目の中から、事業予定地周辺の環境や事業の特性に応じて、工事による影響、施設等の存在による影響、施設等が稼働した供用による影響ごとに、必要な項目を選定します。



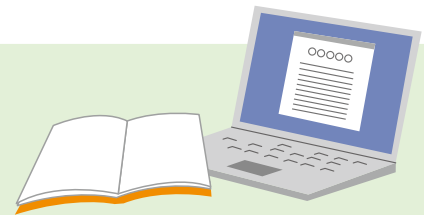
区 分	項 目
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨とする項目	大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭 水質、底質、地下水汚染、水象 地形・地質、地盤沈下、土壌汚染 電波障害、日照障害、風害
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨とする項目	植物、動物、生態系
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び歴史的、文化的な所産への配慮を旨とする項目	景観、自然との触れ合いの場、文化財
環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市の構築及び地球環境保全への貢献を旨とする項目	廃棄物等、温室効果ガス等

情報公開と住民参加

環境影響評価制度では、事業者と地域住民との適切なコミュニケーションが図られるよう、情報公開と住民参加に関する手続を設けています。

○図書縦覧

事業者から提出された環境影響評価図書は一定期間縦覧に供されるとともに、仙台市ホームページでも公表しています。



○説明会等の開催

事業者は、事業による環境影響が及ぶおそれのある地域（関係地域）において、方法書、準備書の内容を周知するための説明会を開催します。説明会にはどなたでも参加が可能です。説明会の開催については、事業者が、新聞や配布チラシなどにより周知を行います。また、市が必要に応じて開催する公聴会に出席して意見を述べることもできます。

○意見書の提出

方法書及び準備書について、環境の保全の見地から意見を有する方は、決められた期間内において、事業者に対し、意見書を提出することができます。また、事後調査の結果等についても、市に対し、意見を申し出ることができます。

仙台市環境影響評価審査会

仙台市では、事業者の環境影響評価が適切に行われているか、科学的かつ客観的に審査するため、大気質や水質、動植物などの専門家15名以内で構成される仙台市環境影響評価審査会を設置しています。

市長は、事業者に対し、環境の保全及び創造の見地からの意見を述べるにあたり、審査会の意見を聴くこととなっています。

なお、審査会は、原則として公開しており、どなたでも傍聴が可能です（希少な動植物の生息・生育情報が特定される場合などは除く）。